

来年度の保険料はどうなる？

平成 28 年度の各種保険料率や、年金受給額について見通しが立ってきました。いずれも予定ですが、おそらくこのまま決まるだろうと思われます。

- ・雇用保険料率：1.1%（←H27 は 1.35%）
※労働者負担 0.4%・事業主負担 0.7%
- ・協会けんぽ健康保険料率：9.88%（←9.91%）
※長野県の率 労使折半 4.94%
- ・介護保険料率：1.58%（据え置き）
※労使折半 0.79%
- ・厚生年金保険料率：18.182%（←17.828%）
※労使折半 9.091%

雇用保険は 4 月から、健康保険は 3 月分（4 月納付分）から、厚生年金は 9 月分（10 月納付分）からの変更となります。給与計算などの際、間違いのないように注意してください。

参考までに、国民年金の関係では、

- ・国民年金保険料 月額 16,260 円（670 円増）
 - ・高齢基礎年金額 月額 65,008 円（据え置き）
- となります。

タイムカードって絶対必要ですか？ ①

職員の勤務時間・残業時間を把握するため、多くの事業所ではタイムカードを取り入れています。

厚生労働省は平成 13 年、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を示しており、そこではこう書かれています。

1. 使用者は、始業・終業時刻を確認し、記録すること
 2. その確認方法は原則として、次のいずれかの方法によること
- ①使用者がみずから現認することにより確認し、記録すること

これについては、施設長や管理者が、職員全員の出勤を毎日確認するのは現実的に不可能だと思います。

- ②タイムカード、ICカードなどの客観的な記録を基礎として確認し、記録すること

ここで客観的な記録方法としてタイムカードが挙げられているため、確かに、タイムカードを使っていれば間違いはない、とは言えると思います。

ただし、厚労省の通達には続きがあります。

3. 自己申告制により時間外労働を算定する場合は、次のいずれかの方法によること

- ①自己申告制を導入する前に、対象労働者の労働時間の実態、適正な自己申告についての説明を充分に行うこと
- ②自己申告の労働時間と実態が合っているか調査すること
- ③自己申告を阻害する目的で、時間外労働の上限を設定したり、仕事があるにもかかわらず残業時間削減の通達を出すなど適正な申告を阻害しないこと

適正に運用ができるのであれば「自己申告制」にしてもいい、ということであり、必ずしもタイムカードを使わなければならない、ということではないのです。

ただ、国（労基署）はタイムカードを推奨しており、監査の時など「タイムカードの導入を検討せよ」と言われることもあります。

次回からは、タイムカードの功罪について考えていきたいと思います。 次回へ続きます

セミナー第 4 弾 申込み受付中！

当事務所では、「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー」の第 4 弾を開催します。

- ・日 時 平成 28 年 3 月 2 日（水）13 時 30 分～16 時
 - ・会 場 長野市若里市民文化ホール 会議室 3
 - ・テーマ 「人事考課・評価制度」「28 年度の法改正」
- 2 月 15 日までのお申込みの場合、受講料 3,000 円とさせていただきます（それ以降は 5,000 円）。お早めにお申し込みください！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人
TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153
URL：<http://www.sugiyama-sr.net/>
Mail：mail@sugiyama-sr.net